

### 第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

#### 1 独占禁止協力協定

##### (1) 日米独占禁止協力協定

日本国政府は、米国政府との間で、平成11年10月7日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、同協定は同日に発効した。同協定は、両政府の競争当局間における執行活動に係る通報、協力、調整、執行活動の要請、重要な利益の考慮等を規定している。

##### (2) 日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は、欧州共同体との間で、平成15年7月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し、同協定は同年8月9日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

なお、我が国及び欧州連合（EU）の双方は、競争分野における日EU間の協力関係をより一層強化するとともに、競争当局が審査過程において入手した情報の交換を可能とすることを目指して同協定を改正することとしており、平成29年10月19日及び20日に改正交渉第1回会合を開催し、引き続き交渉を進めることで一致したところである。

##### (3) 日加独占禁止協力協定

日本国政府は、カナダ政府との間で、平成17年9月6日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し、同協定は同年10月6日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

#### 2 競争当局間の協力に関する覚書等

平成27年度に締結したオーストラリア競争・消費者委員会及び中国国家発展改革委員会との協力に関する覚書等並びに平成28年度に締結した中国商務部及びケニア競争当局との協力に関する覚書並びにモンゴル公正競争・消費者保護庁との競争に関する取決めに加え、平成29年度においては、更に以下の二つの競争当局との間で覚書等を締結した。

##### (1) カナダ競争局との執行活動の情報伝達に関する協力取決め

公正取引委員会は、カナダの競争当局であるカナダ競争局との間で、平成29年5月11日に「日本国公正取引委員会とカナダ政府競争局競争長官との執行活動の情報伝達に関

する協力取決め」を締結し、同取決めに基づく協力が開始された。同取決めは、両競争当局間における執行活動に係る情報伝達、情報伝達に係るその他の事項等を規定している。また、同取決めでは、審査を含む執行活動を通じて違反被疑事業者等から入手した情報の伝達を可能とするために日加独占禁止協力協定による情報伝達に関する実施細則を規定しているところ、審査を含む執行活動を通じて違反被疑事業者等から入手した情報の伝達について規定した協定、取決め等としては、平成27年4月にオーストラリア競争・消費者委員会との協力に関する取決めに次ぐものである。

(2) シンガポール競争委員会との協力に関する覚書

公正取引委員会は、シンガポール共和国の競争当局である競争委員会との間で、平成29年6月22日に「日本国公正取引委員会とシンガポール共和国競争委員会との間の協力に関する覚書」を締結し、同覚書に基づく協力が開始された。同覚書は、両競争当局間における通報、情報交換、執行調整、執行活動の要請及び情報伝達等を規定している。

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。平成29年度における協議の開催状況は、第1表のとおりである。

第1表 平成29年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
中国	平成29年12月12日 北京	中国商務部
中国	平成29年12月12日 北京	中国国家発展改革委員会
中国	平成29年12月12日 北京	中国国家工商行政管理総局

第3 経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。我が国は、平成29年度、EU、中国・韓国、トルコ等との間で経済連携協定等の締結交渉を行い、また、東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）及び環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）の締結交渉を行ってきた。競争政策の観点からは、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに署名・締結した経済連携協定のうち、第2表に掲げるものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第2表 我が国が署名・締結した経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	平成14年1月署名 平成14年11月発効 (注1)
日・メキシコ経済連携協定	平成16年9月署名 平成17年4月発効
日・マレーシア経済連携協定	平成17年12月署名 平成18年7月発効
日・フィリピン経済連携協定	平成18年9月署名 平成20年12月発効
日・チリ経済連携協定	平成19年3月署名 平成19年9月発効
日・タイ経済連携協定	平成19年4月署名 平成19年11月発効
日・インドネシア経済連携協定	平成19年8月署名 平成20年7月発効
日・ASEAN包括的経済連携協定	平成20年4月署名(注2) 順次月発効(注3)
日・ベトナム経済連携協定	平成20年12月署名 平成21年10月発効
日・スイス経済連携協定	平成21年2月署名 平成21年9月発効
日・インド経済連携協定	平成23年2月署名 平成23年8月発効
日・ペルー経済連携協定	平成23年5月署名 平成24年3月発効
日・オーストラリア経済連携協定	平成26年7月署名 平成27年1月発効
日・モンゴル経済連携協定	平成27年2月署名 平成28年6月発効
環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(注4)	平成28年2月署名

(注1) 平成19年3月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年9月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

(注2) 平成20年4月に日本及び全ASEAN構成国の署名が完了した。

(注3) 日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーとの間では平成20年12月に、ブルネイとの間では平成21年1月に、マレーシアとの間では同年2月に、タイとの間では同年6月に、カンボジアとの間では同年12月に、インドネシアとの間では平成22年3月に、フィリピンとの間では同年7月に発効した。

(注4) TPP(Trans-Pacific Partnership)には我が国のほか、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムが参加している。平成30年3月8日、米国を除く11ヶ国により環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)が署名された。

## 第4 多国間関係

### 1 国際競争ネットワーク(ICN: International Competition Network)

#### (1) ICNの概要

ICNは、競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的とし

て平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成29年度末現在、125か国・地域から138の競争当局が加盟している。このほか、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（NGA：Non-Governmental Advisors）もICNに参加している。

ICNは、主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により、その全体活動が管理されている。公正取引委員会委員長は、ICNの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

ICNは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤競争当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにICNの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、電話会議、質問票の活用、各国競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、平成23年5月から平成26年4月までカルテル作業部会の共同議長を、平成26年4月から平成29年5月まで同作業部会サブグループ（SG1）の共同議長を務め、平成29年5月からは企業結合作業部会の共同議長を務めている。

また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催しており、第16回年次総会は、平成29年5月10日から同月12日にかけてポルトガル・ポルトにおいて開催され、公正取引委員会からは、委員長及び事務総局の職員9名がスピーカー等として参加した。また、第17回年次総会は、平成30年3月21日から同月23日にかけてインド・ニューデリーにおいて開催され、当委員会からは、委員及び事務総局の職員9名がスピーカー等として参加した。

平成29年度における主な会議の開催状況は、第3表のとおりである。

第3表 平成29年度におけるICNの主な会議の開催状況

会議	期日	場所
第16回年次総会	平成29年5月10日～12日	ポルトガル・ポルト
カルテルワークショップ	平成29年10月4日～6日	カナダ・オタワ
単独行為ワークショップ	平成29年11月30日及び12月1日	イタリア・ローマ
企業結合ワークショップ	平成29年12月12日及び13日	メキシコ・メキシコシティ
第17回年次総会	平成30年3月21日～23日	インド・ニューデリー

## (2) 各作業部会の活動状況

平成29年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

### ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ（SG1）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（SG2）が設置されている。

第16回年次総会以降、SG1においては、効果的かつ効率的なリニエンシープログラム及びその申請のための重要な要素に関する中間報告書を作成したほか、「違反行為者の親会社に対する措置・制裁」、「国際協力」及び「職権探知手法」をテーマとした電話セミナーを実施した。また、「違反行為者の親会社に対する措置・制裁」及び「職権探知手法」をテーマとした電話セミナーについては、アジア太平洋地域に所在する競争当局が参加しやすい時間帯でも実施し、このうち「職権探知手法」をテーマとした電話セミナーでは、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。

他方、SG2においては、公正取引委員会の主導の下、平成27年度に「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」を設立し、運用を行っているほか、反カルテル執行テンプレートの更新作業を行った。また、SG2は、ICNに加盟する競争当局のカルテル審査担当者が実務上の問題を議論するため、年1回、カルテルワークショップを主催しているところ、平成29年度のワークショップは、平成29年10月、カナダ・オタワにおいて開催され、「公共調達におけるカルテルの撲滅」をテーマとして議論が行われ、当委員会事務総局の職員6名がスピーカー等として参加した。

#### イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の取れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第16回年次総会以降、同作業部会においては、「企業結合届出及び審査手続に関する推奨される慣行」のうち、「企業結合届出の時期」、「審査期間」及び「国際協力」の各章の改訂作業を行ったほか、垂直型企業結合に関する報告書を作成した。また、公正取引委員会は、同作業部会の共同議長として、「イノベーションと企業結合」をテーマとした電話セミナーを3回主宰し、うち1回において当委員会事務総局の職員がモデレーター及びスピーカーを務めた。さらに、平成29年12月、企業結合ワークショップがメキシコ・メキシコシティにおいて開催され、「企業結合審査テクニック」をテーマとして議論が行われ、当委員会事務総局の職員3名がスピーカー等として参加した。

また、公正取引委員会の主導により、平成24年に同作業部会の下に設立された「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」について、当委員会は引き続きその運用を行った。

#### ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第16回年次総会以降、同作業部会においては、垂直的制限の競争への影響及び想定される効率性を検討することを目的として、同等性条項に係る仮想事例を作成したほか、「ビッグデータ」及び「高価格濫用」をテーマとした電話セミナーを実施し、このうち「ビッグデータ」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。また、平成29年11月、単独行為ワークショップがイタリ

ア・ローマにおいて開催され、「デジタル市場における競争法の執行に関する課題」をテーマとして議論が行われ、当委員会事務総局の職員4名がスピーカー等として参加した。

## エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、競争唱導活動の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第16回年次総会以降、同作業部会においては、効果的なアドボカシー戦略の策定及び評価に関する報告書を作成したほか、各競争当局が実施した市場調査に関するデータベースであるインフォメーションストアの更新作業を行った。また、「アドボカシー活動に関する革新的な手法」及び「変化する市場に関する市場調査」をテーマとした電話セミナーを実施し、このうち「アドボカシー活動に関する革新的な手法」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。さらに、同作業部会は、世界銀行との共催で、各競争当局の競争唱導の成功例に関する平成29-30年アドボカシーコンテストを開催した。

## オ 競争当局有効性作業部会

競争当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

第16回年次総会以降、同作業部会においては、「審査手続に関するガイダンス」の改訂作業を行ったほか、競争当局におけるチーフ／シニアエコノミストの役割に関する調査を実施した。また、同作業部会は、「競争政策における新しいデジタル・ITツール」及び「合併シミュレーション」をテーマとした電話セミナーを実施した。さらに、競争法や競争当局の実務に関する研修教材を作成するICNトレーニング・オン・デマンド・プロジェクトに関して、新たに「審査手続」、「国際協力」及び「企業結合審査における問題解消措置」をテーマとした動画教材の作成に取り組んだ。

## 2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP：Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、昭和36年12月に設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され、平成13年12月に現在の名称に変更されたものである。我が国は、昭和39年のOECD加盟以来、その活動に参加してきており、公正取引委員会は、同年10月の会合以降、これに参加してきている。競争委員会は、本会合のほか、その下に各種の作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムを設け、随時会合を行っている。また、平成29年度は、アジア太平洋競争当局ハイレベル会合が初めて開催された。同年度における会議の開催状況は、後記(2)及び(3)のとおり（第4表参照）であり、当委員会からは、委員及び数名の事務総局職員が出席し、我が国の経験を紹介するなどして、議論に貢献した。

第4表 平成29年度における競争委員会の開催状況

期日	会議
平成29年6月19日～同月23日	第127回本会合，第63回第2作業部会（競争と規制），第125回第3作業部会（協力と執行）
平成29年12月4日～同月8日	第128回本会合，第64回第2作業部会（競争と規制），第126回第3作業部会（協力と執行），第16回競争に関するグローバルフォーラム，アジア太平洋競争当局ハイレベル会合

(注) 前記会議の開催場所は，全てフランス・パリである。

- (2) 平成29年6月の第127回本会合においては，①アフターマーケットにおける競争上の問題に係るラウンドテーブル討議，②アルゴリズムと共謀に係るラウンドテーブル討議等が行われた。また，同年12月の第128回本会合においては，①競争法に基づくセーフ・ハーバー及び違法性の推定に係るラウンドテーブル討議，②機関投資家による株式の同時保有及び競争に対する影響に関するヒアリング等が行われた。
- (3) 競争委員会に属する各作業部会，競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の平成29年度における主要な活動は，次のとおりである。
- ア 第2作業部会では，平成29年6月の会合においては，電力分野における抜本的なイノベーションに関するヒアリング等が行われた。また，同年12月の会合においては，①競争当局と金融分野の規制官庁との協力に係るラウンドテーブル討議，②日本における競争評価の枠組みの利用に関するプレゼンテーション等が行われた。
- イ 第3作業部会では，平成29年6月の会合においては，①市場調査を行うための方法論に係るラウンドテーブル討議，②「ハードコア・カルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告」の実施状況のモニタリング等が行われた。また，同年12月の会合においては，①問題解消措置の域外への射程に係るラウンドテーブル討議，②「ハードコア・カルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告」の実施状況のモニタリング等が行われた。
- ウ 競争に関するグローバルフォーラムでは，平成29年12月の会合において，①競争法に関する裁判官の視点に係るラウンドテーブル討議，②ベトナムの競争法に関するピアレビュー等が行われた。
- エ アジア太平洋競争当局ハイレベル会合では，平成29年12月の会合において，競争当局の活動に係る優先順位付けに関する討議が行われた。

### 3 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

公正取引委員会は，東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

東アジア競争政策トップ会合は，東アジア地域における競争当局及び競争関連当局のトップ等が一堂に会し，その時々課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行

うことにより、東アジア地域における競争当局及び競争関連当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題、効果的・効率的な技術支援のための協力・調整等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局及び競争関連当局に加え、学界、産業界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

平成29年度においては、公正取引委員会は、平成29年9月にインドネシア・バリにおいてインドネシアの競争当局等との共催により、第13回東アジア競争政策トップ会合及び第10回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催した。

#### 4 アジア太平洋経済協力（APEC）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、貿易投資委員会の下部組織として競争政策・規制緩和グループ（CPDG）が平成8年に設置された。同グループは、平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会（EC）の下部組織に移行し、平成20年には、競争政策・競争法グループ（CPLG）に改称した。公正取引委員会は、平成17年から平成24年12月までCPLG（改称前においてはCPDG）の議長を務め、平成28年1月からはCPLGの副議長を務めるなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

平成29年度において、公正取引委員会は、平成29年8月にベトナム・ホーチミンで開催された「競争章に係るFTA交渉技術に関するキャパシティービルディングのためのワークショップ」、「効果的な競争政策及び市場機能のための経済的証拠の利用促進ワークショップ」等にスピーカーとして参加したほか、平成30年3月にパプアニューギニア・ポートモレスビーにおいて開催されたCPLG会合において、我が国の競争政策の動向について報告を行った。

#### 5 国連貿易開発会議（UNCTAD）

昭和55年、UNCTAD主催による制限的商慣行国連会議において、「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）が採択された。さらに、原則と規則は、同年の第35回国連総会において、国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は、国際貿易、特に発展途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後、このような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、昭和56年、制限的商慣行政府間専門家会合が設置され、平成8年のUNCTAD第9回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後、平成9年12月の国連総会の決議により、競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

平成29年度においては、平成29年7月5日から同月7日にかけてスイス・ジュネーブに

において第16回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され、公正取引委員会事務総局の職員が同会合に出席した。同会合においては、「競争法・政策に関する能力強化及び技術支援」及び「国境を越える競争法違反事件の審査における国際協力の促進：方法と手続」に関するラウンドテーブルにおいてパネリストを務めるなどした。

また、公正取引委員会は、平成28年7月からUNCTAD競争消費者政策課に当委員会事務総局の職員1名を派遣するなど、海外の競争当局等に対する技術支援の分野でUNCTADと協力を進めている。

## 第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の発展途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制を強化する動きや、新たに競争法制を導入する動きが活発化しており、これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、これら諸国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また、平成28年9月から、ASEAN（東南アジア諸国連合）競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局の協力の下、日・ASEAN統合基金（JAIF）を活用した新たな技術支援プロジェクトを開始しており、我が国における研修やASEAN加盟国における現地ワークショップを開催している。

公正取引委員会による発展途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

### 1 JICAの枠組みによる技術支援

#### (1) インドネシアに対する技術支援

インドネシアに対して、公正取引委員会は、平成28年7月から平成31年9月にかけて当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてインドネシアの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、平成30年3月26日から同月30日にかけてインドネシアの競争当局の職員10名を我が国に招へいし、競争法・政策等に関する研修を実施した。さらに、平成29年11月30日にインドネシア・ジャカルタにおいて開催されたインドネシアの競争当局等向け現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

#### (2) モンゴルに対する技術支援

モンゴルに対して、公正取引委員会は、平成30年2月26日から同年3月1日にかけてモンゴルの競争当局等の職員15名を我が国に招へいし、また、同年3月22日にモンゴルの競争当局の職員25名に対してテレビ会議システムを利用し、競争法・政策等に関する研修を実施した。さらに、平成29年6月6日及び同年11月9日にモンゴル・ウランバートルにおいて開催されたモンゴルの政府職員等向け現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

### (3) 集団研修

公正取引委員会は、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。平成29年度においては、発展途上国16か国から21名の参加を得て、平成29年7月24日から同年8月10日にかけて実施した。

## 2 J A I Fを活用した技術支援

### (1) 訪日研修

公正取引委員会は、平成29年12月6日から同月8日にかけてASEAN加盟国の競争当局の職員等24名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

### (2) 現地研修

公正取引委員会は、平成29年8月22日から同月25日にかけてインドネシア・バンドンにおいて開催されたインドネシア現地研修に当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣した。

### (3) 現地ワークショップ

公正取引委員会は、平成29年4月26日及び27日にマレーシア・クアラルンプールにおいて開催されたマレーシア現地ワークショップ、同年11月15日及び16日にインドネシア・ジャカルタにおいて開催されたインドネシア現地ワークショップ及び平成30年1月17日及び18日にブルネイ・ダルサラーム・バンドルスリブガワンにおいて開催されたブルネイ・ダルサラーム現地ワークショップに当委員会事務総局の職員及び学識経験を派遣した。

## 3 その他の発展途上国に対する技術支援

公正取引委員会は、ケニアの競争当局との共催により、平成29年4月19日から同月21日にかけてケニア・ナイロビにおいてケニアの競争当局向けの現地セミナーを開催したほか、UNCTADとの共催により、平成29年7月10日から同月12日にかけてスイス・ジュネーブにおいてアフリカの競争当局向けワークショップを開催した。

このほか、公正取引委員会は、発展途上国に対する技術支援として、OECD等の国際機関や外国政府等主催の東アジアやアフリカ地域における競争法・政策に関するセミナーに、当委員会事務総局の職員や学識経験を積極的に派遣している。平成29年度においては、OECD韓国政策センターが主催するワークショップ、台湾や韓国の競争当局が主催するセミナー等に職員を派遣した。

## 第6 海外調査

---

公正取引委員会の競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。平成29年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当

局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析とウェブサイト等による紹介に努めた。

## 第7 海外への情報発信

---

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、英文ウェブサイトに掲載している。平成29年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、外国の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり、海外のメディアに寄稿を行ったりするなどの活動を行っている。平成29年度においては、平成29年9月に米国・ニューヨークにおいて開催されたフォーダム大学主催国際競争カンファレンス、同月に米国・シカゴにおいて開催されたノースウェスタン大学主催セミナー及び平成30年2月にフランス・パリにおいて開催されたABA（米国法曹協会）／IBA（国際法曹協会）共催国際カルテルワークショップに、それぞれ公正取引委員会委員がスピーカー等として参加した。

また、平成29年5月にポルトガル・ポルトにおいて開催されたIBA等主催競争政策における新しい傾向に関する会議、同月にポルトガル・ポルトにおいて開催されたCPI主催反競争的行為、産業政策及びグローバル経済に関するラウンドテーブル、同年6月に英国・オックスフォードにおいて開催されたオックスフォード大学シンポジウム、同年8月に中国・上海で開催された中国競争政策年次フォーラム2017、同年10月にインドネシア・ジャカルタにおいて開催されたジャカルタ国際競争フォーラム、同年11月に東京において開催された在日米国商工会議所主催講演会等に、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカー等として参加した。